

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項
(平成16年8月26日内閣府食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」ととされている。

この規定に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」において今後の取り組みと活動の方向として以下の諸課題が掲げられていることを踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について議論し、意見を取りまとめる。

- ・ 食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言
- ・ 種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加
- ・ 行政、食品関連事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者等と随時、直接、意見交換を実施
- ・ 関係する専門調査会等と連携して、関係者の中で意見の違いが大きい案件（農薬、添加物、遺伝子組換え食品など、安全性について関係者の認知ギャップの大きい分野を含む）、関係者の中で理解が不足している案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施
- ・ 迅速かつ効果的なコミュニケーションを行うためのシステムの開発
- ・ いわゆる「風評被害」の原因究明と防止の方法の開発
- ・ 国際的なリスクコミュニケーションの推進

(参考)

食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題(抜粋)

・今後の取組みと活動の方向

リスクコミュニケーション専門調査会は、これまで半年間は主としてリスクの考え方についての理解を深め、国が新たに始めた施策について説明することを目的としたコミュニケーションに重点を置いてきました。今後は、生産、流通、消費、行政、専門家などの関係者から食品の安全性に関わる問題の所在や解決方向、疑問点について、何をリスクととらえ、どのようにコミュニケーションをすれば良いかなどについて意見を聞き、討議することに力を注ぎ、食品安全委員会をはじめとして国がなすべきことの方向を探ることを目指します。

また、具体的なリスクコミュニケーションの課題についても、関係者の意見を聞き、食品安全委員会に提言していきたいと考えています。

さまざまな情報や意見をもとに、関係者が誠実に努力して、食品の安全性の確保のためのリスクコミュニケーションを進めていくことが重要です。

リスクコミュニケーション専門調査会としては、上記の「現状と課題」を踏まえて、今後、次のような取組みを行っていくべきと考えます。

1. 食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言
2. 種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加
3. 行政、食品関連事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者等と随時、直接、意見交換を実施
4. 関係する専門調査会等と連携して、関係者間で意見の違いが大きい案件(農薬、添加物、遺伝子組換え食品など、安全性について関係者の認知ギャップの大きい分野を含む)関係者間で理解が不足している案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施
5. 迅速なコミュニケーションを行うためのシステムの開発
6. いわゆる「風評被害」の原因究明と防止の方法の開発
7. 国際的なリスクコミュニケーションの推進